

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成20年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から同年10月1日まで
② 平成20年10月1日から21年4月1日まで

私は、平成20年9月1日から22年3月15日までA社に勤務していたにもかかわらず、国の年金記録では、20年9月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い(申立期間①)。

また、A社で勤務していた平成20年10月から21年3月までの標準報酬月額(9万8,000円)が実際に支給されていた給与額(20万円から22万円ぐらい)と比べ低くなっている(申立期間②)。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書により、申立人は同事業所で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の賃金台帳等に記載されている厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日が平成20年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳等により、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（報酬訂正）を、申立期間②に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年5月に年金事務所に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から44年11月までの期間及び50年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から44年11月まで
② 昭和50年1月から同年8月まで

私は、父親から20歳から国民年金に加入することを教えられ、母親がA役所で加入手続を行ってくれ、その後、自身で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。

私は、20歳から57歳までB地区内の同じ住所に住んでおり、住所に変更は無かったので、いつも納付書が自宅に届き、納付期限を守って保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和38年頃にA役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、自宅に送付される納付書により、申立人自身が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日により同年5月頃に申立人の加入手続が行われているものと推認できることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、43年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月以降の保険料は過年度納付が可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付したとする記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立期間②について、申立人が直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる国民年金被保険者資格の取得日は、C市の国民年金被保険者名簿において昭和50年9月22日(翌日に厚生年金保険被保険者資格取得により資格喪失)と記載されており、申立人の同年1月26日の国民年金被保険者資格取得日は、平成11年11月2日に記録が追加入力されたものであることがオンライン記録により確認できることから、この時点まで、申立人は国民年金に未加入の期間であり、当該時点では、申立期間②の国民年金保険料は既に時効により納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

私が20歳になった頃は大学生であったが、母親が婦人会で国民年金保険料を納めてくれていた。私が結婚した際、母親が夫に、「20歳から国民年金に加入しているので、今月から続けて保険料を納付してほしい。」と話していたことをはっきり記憶している。母親は既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の氏名で昭和45年11月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日により、同年10月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、43年6月以前は既に時効により保険料を納付できず、同年7月以降の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年3月までの期間及び同年12月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月から10年3月まで
② 平成10年12月から11年3月まで

私は、平成9年7月以降、将来の年金受給に対する不信感から、国民年金保険料を納めていない期間があったが、夫の忠告があって、未納期間の保険料を11年1月から13年10月までの間に市役所でまとめて納付したので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、平成11年1月から13年10月までの間に、市役所でまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が主張する納付時期のうち、平成12年5月以降の納付であれば、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、11年1月から12年4月までの間の納付であれば、過年度納付によることとなるが、A市によると、国庫金となる過年度保険料は同市では収納していないとしており、オンライン記録においても、過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人に対して平成12年12月25日付けで過年度納付書が作成されていることから、当該日においても未納期間であったことが推認される上、当該作成日以降に、申立期間②に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

なお、A市によると、申立期間①及び②当時の国民年金現年度保険料の納付書は機械印字され、収納事務はOCR（光学式文字読取機）で処理していたとしており、記録管理の信頼性が高かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年7月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から同年7月まで
② 昭和62年3月

私は、平成2年に自宅を購入する際、年金福祉事業団（当時）の年金住宅融資の申込みを行ったが、保険料納付済期間が足りず、未納期間の国民年金保険料を全て納付すれば融資を受けると言われたため、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年に自宅を購入する際、年金福祉事業団の年金住宅融資の申込みを行ったが、保険料納付済期間が足りず融資を受けると言われたため、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、A市の国民年金手帳払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年6月12日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、国民年金加入時時点で時効とならず納付可能な昭和62年4月から同年11月までの保険料を、平成元年6月13日に過年度納付していることが、オンライン記録により確認できるものの、この時点では、申立期間①及び②は、既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、年金福祉事業団の「年金福祉事業団貸付業務方法書」によれば、融資に必要な要件は「借入申込日の属する月前の直近の基準月（申立人の場合は平

成2年1月)の前月までに連続して24か月の保険料納付済期間があること。」とされており、申立人から提出された「保証委託契約書」(控え)の日付(平成2年2月27日)時点では、昭和63年1月以降に未納が無ければ、融資要件を満たすことから、申立期間の国民年金保険料を納付する必要は無かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私は、平成9年8月に会社を退職し、翌月には次の会社へ入社したが、申立期間については、同年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのは自身の申立期間に係る保険料であると主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳は作成されておらず、オンライン記録では厚生年金保険の加入記録のみとなっていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄にも国民年金に係る資格得喪の記載が見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、所持する年金手帳の国民年金の記録欄によると、平成9年8月29日に第1号被保険者資格を取得していることが確認でき、同年8月の国民年金保険料は、同年10月29日に収納されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の主張する国民年金の加入手続及び保険料納付は、申立人の妻に係るものであるとみるのが相当である。

さらに、申立人又は申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

私は、高校を卒業後、父親が経営する会社に就職したことから、国民年金は当時事務を担当していた母親が昭和36年4月1日に役所で加入手続きを行い、国民年金保険料は給料から控除して役所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入記録から、同年4月頃に加入手続きが行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、45年12月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続き時点（昭和48年4月頃）からみて、申立期間のうち、46年1月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月から48年3月までの保険料を現年度納付することは可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の過年度納付記録は見当たらず、申立人に係る昭和47年度のA市の国民年金収滞納一覧表も作成されていないことから、同年度の保険料を現年度納付したものとみることはできない。

なお、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその妻も、特殊台帳において、申立人と同様に昭和 48 年 4 月から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名及び複数の漢字による検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、年金記録問題があったので、年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

申立期間の国民年金保険料は、母から「20歳になったから年金を払っているよ。」と聞いている上、金銭的に余裕があったときには、母に5,000円から1万円ぐらいのお金を渡していたことを鮮明に記憶しており、生真面目な母が申立期間の国民年金保険料を納付していないとは考えられないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から、昭和42年*月(20歳)から国民年金保険料を納付していると聞いたことを根拠として申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月に払い出されており、前後の被保険者の記録から、44年2月頃に国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間のうち、43年4月から44年3月までについては現年度納付が可能であるものの、申立人が所持する国民年金手帳において、当該期間に係る印紙検認記録欄は空白であることが確認でき、現年度納付した記録は見当たらない。

また、上記加入時点以降において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとする供述は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から63年3月まで

私は、昭和63年4月頃、場所の記憶は無いが、国民年金の加入手続きを行い、その後、2度に分けて15万円ぐらいと、9万円ぐらいを郵便局で納付した。しかし、年金記録を見ると未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月以降に、申立期間の国民年金保険料として約15万円と約9万円を郵便局で2度に分けて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、当該加入手続きの時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付することができず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、41年4月から43年3月までの期間、同年4月から47年4月までの期間、54年1月から同年3月までの期間、同年7月から55年3月までの期間、同年4月から平成7年3月までの期間及び同年4月から8年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から43年3月まで
③ 昭和43年4月から47年4月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで
⑤ 昭和54年7月から55年3月まで
⑥ 昭和55年4月から平成7年3月まで
⑦ 平成7年4月から8年7月まで

私は、国民年金制度開始時より、集金に来る役場の職員に母の国民年金保険料を代理で納付しており、その職員に、「若いときに入っていれば、低い掛金になる。」と勧められ、自宅で加入手続をした。昭和36年から39年12月までの独身時は、自身で保険料を納付した。元夫は、私が婚姻前に国民年金に加入していたことは知らなかったし、私から元夫に頼んだことはなかったが、元夫が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付しており、40年頃、その元夫から保険料を納付していると聞いた。55年以降には、自身で保険料を納付したのに、納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和36年4月から39年12月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年7月にA町(現在は、B市)において払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当時

の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人は、同年1月1日付けで国民年金被保険者資格を取得していることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であることが確認でき、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和40年1月から同年3月までについて、上記加入手続の時点において、当該期間は過年度納付が可能であるものの、転居後のC市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、当該期間は未納と記録されていることが確認できる。

- 2 申立期間②及び③について、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年10月11日から同市に居住が確認でき、同名簿の検認記録欄を見ると、昭和40年度の国民年金保険料は納付済みと記録されているものの、申立期間②は、保険料の未納を示す空欄であり、申立期間③については、国民年金に未加入の期間であることが確認できる。
- 3 申立期間④及び⑤について、申立人は、A町に居住していたとしているところ、申立期間④については、前後の国民年金保険料は納付済みであるものの、当該期間は未納であることが特殊台帳により確認できる上、申立人の保険料を納付したとする元夫についても当該期間は未納であり、申立期間⑤については、戸籍の附票によると、当該期間中の昭和55年2月4日にD市に転居しており、特殊台帳にも同様の記録が確認できるところ、同台帳において、当該期間は未納であることが確認できる。
- 4 申立期間⑥について、戸籍の附票によると、申立人は、昭和55年5月からA町に、59年2月からD市に、平成元年10月からE市に、6年10月からD市に住居があったことが確認できるところ、当該期間については特殊台帳及びオンライン記録において、いずれも申請免除が承認された期間であることが確認でき、これら複数の市町村において、15年にわたる国民年金保険料の納付記録が、全て欠落するとも考え難い。
- 5 申立期間⑦について、オンライン記録によると、申立期間⑦の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、上記申立期間①から⑦までの納付状況は、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。
- 6 このほか、申立人及びその元夫が申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年8月までの期間、同年12月、8年1月、9年2月から同年8月までの期間及び10年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から7年8月まで
② 平成7年12月及び8年1月
③ 平成9年2月から同年8月まで
④ 平成10年1月から同年6月まで

母が、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び③については、未納通知が届いたので、母がB公民館で納付し、申立期間②及び④については、市役所国民年金課から納付書が送られてきたので、私がA市役所及びB公民館で納付した。未納とされていることに納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、申立人及び母親がB公民館及びA市役所で、納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、その前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立人の氏名を検索したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る国民年金の資格記録は見当たらず、当該期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人及びその母親は、申立期間①及び②の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③及び④について、申立人は、国民年金被保険者資格は自動

更新されるものと思い、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続は行わなかったと供述しているところ、オンライン記録によると、申立人に対して平成11年7月22日付けで未加入期間国年適用勸奨状が作成されていることから、当該時点においても、申立期間③及び④に係る国民年金の加入届が行われていなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③及び④に係る国民年金の資格記録（平成9年9月1日資格喪失、10年1月11日資格取得及び11年3月16日資格喪失）は11年8月17日付けで追加入力されていることが確認でき、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該時点では、申立期間③のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間③のうち9年7月、同年8月及び申立期間④は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、A市役所によると、同市役所及び当時公民館内に併設していた市民センターでは、国庫金となる過年度保険料は納付できなかったとしている。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間、同年10月から60年3月までの期間及び同年7月から平成9年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで
③ 昭和60年7月から平成9年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、毎月、女性の集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していた。平成9年12月頃、1か月のうちに2回集金に来たことがあったので、集金人に注意をしたところ、翌月から集金に来なくなった。

年金記録を確認したところ、複数の未納期間があることが分かったが、申立期間の保険料を滞納したことは一度も無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、夫婦二人分を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の収滞納一覧表によると、昭和52年度から60年度までについて、納付済みと記録されている国民年金保険料のうち57年度の2期及び3期の分を除き、納付書又は市役所窓口で保険料を納付していることが確認できる上、同市によると、51年度をもって国民年金保険料の集金人制度を原則として廃止したとしており、集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間①及び②について、上記の国民年金収滞納一覧表によると、当該期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、当該期間の保険料は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間③について、オンライン記録において未納と記録されており、当該期間は150か月と長期間であるところ、同一人に対して、国民年金保険料を納付したとする記録が全て欠落するとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から61年3月まで

私は、昭和55年頃に会社を退職したが、次の会社に就職するまでの期間の国民年金保険料は、毎月、母親が付加保険料を含めて金融機関で納付してくれていた。記録では、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を、毎月、付加保険料を含めて納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年3月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、58年12月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、「㊦61年3月10日」と記載されており、この頃に付加保険料の納付申出が行われたものと推認される。付加保険料は、納付申出を行った月以降に納付できることから、申立人の母親は、昭和61年2月以前の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続時点（昭和61年3月頃）からみて、申立期間のうち、59年1月から60年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月から61年3月までの保険料を現年度納付することは可能であったが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿において、当該期間を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらず、申立人及びその母親から、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

加えて、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年3月までの期間、同年7月から47年9月までの期間、52年7月から53年3月までの期間、同年8月から54年6月までの期間及び55年7月から56年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から45年3月まで
② 昭和45年7月から47年9月まで
③ 昭和52年7月から53年3月まで
④ 昭和53年8月から54年6月まで
⑤ 昭和55年7月から56年11月まで

私は、20歳に達した昭和41年頃、A市の店舗に勤務しており、その頃国民年金に加入したと思う。当時の国民年金保険料は250円から500円ぐらいで、私が集金人に保険料を納付し、当時の国民年金手帳に押印されており、その後は領収書をもっていた。記録を確認したところ、複数の期間の保険料が未納となっていることが分かったが、これらの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和41年頃、当時居住していたA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については集金人に納付し、申立期間③、④及び⑤の保険料について、転居先のB市で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月にC市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、当該時点では、申立期間①の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間①の一部の期間の保

険料は過年度納付及び現年度納付、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②の保険料を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらない。

また、申立期間③、④及び⑤について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月にB市で改めて払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格記録から、申立人は同年10月頃に同市で改めて加入手続を行ったものと推認され、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であったものの、同市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらず、特殊台帳において当該期間を過年度納付したとする記録も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間②以降について国民年金保険料領収証書を所持している期間が有るが、これらはオンライン記録においても保険料の納付済期間となっている。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年8月までの期間及び46年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年8月まで
② 昭和46年5月

申立期間の国民年金保険料については、毎月、集金日に持ち寄り、地区の代表者がA町役場で納付していた。申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、毎月、持ち寄った保険料を地区の代表者が役場に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人は44年2月1日に強制被保険者資格を喪失後、国民年金に再加入したのは46年6月1日であることが、申立人の所持する年金手帳(昭和42年4月1日発行)により確認でき、オンライン記録とも一致することから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和49年3月に大学を卒業後しばらくしてから、A役所で国民年金に加入した際、A役所の職員から遡って未納の国民年金保険料を納付できると聞き、3、4万円の保険料を一括で納付したが、申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

なお、私が所持する年金手帳には、「初めて被保険者になった日」が昭和49年4月1日と記されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後しばらくしてから、A役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含めた国民年金保険料を一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の被保険者の記録から、申立人の国民年金加入手続きは同年6月頃に行われたものと推認でき、申立人は、同年9月9日に申立期間直後の50年4月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認できるものの、上記の加入手続きの時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和49年4月1日と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、保険料納付の開始日を示すものではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの期間並びに 6 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 6 年 1 月及び同年 2 月

申立期間①については、私が 20 歳になった昭和 62 年頃、当時、学生であったので、母親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、申立期間②についても納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を A 市役所で行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②についても納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 4 月 4 日以降同年 12 月 31 日までの間に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できる上、申立人が所持する年金手帳は婚姻後の姓及び B 市内の住所地が記載され発行されていることから、昭和 62 年頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金への加入手続が行われた時点で時効とならず納付可能な平成 7 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は、8 年 10 月 18 日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できるものの、加入手続時点で申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納

付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの期間、同年9月から49年4月までの期間、55年9月から61年5月までの期間及び同年8月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から48年3月まで
② 昭和48年9月から49年4月まで
③ 昭和55年9月から61年5月まで
④ 昭和61年8月から63年6月まで

私は、いつ頃国民年金の加入手続きを行ったか記憶していないが、申立期間のうち、A市B地区に居住していた間はA市役所の窓口又は同役所内の銀行で、C地区への転居後は近所の郵便局又は銀行で、国民年金保険料を納付していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、A市B地区に居住していた間はA市役所の窓口又は同市役所内の銀行で、A市C地区への転居後は郵便局又は銀行で、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表の「異動処理月」欄にも同年8月と記載されていることから、この頃に申立人の国民年金の加入及び処理手続きが行われたものと推認でき、申立人は、この時点で時効とならず納付可能な昭和63年7月からの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間の保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

なお、申立期間①から③までに係る申立人の国民年金被保険者資格は、厚生年金保険被保険者資格の得喪日に合わせて平成9年9月25日及び15年3月26日に追加入力されたものであることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成元年2月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、昭和61年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を婦人会の集金人に毎月自宅で納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年*月頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係る国民年金の被保険者資格は、平成5年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、同日に国民年金の第1号被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から62年5月まで
昭和62年6月頃に国民年金の加入手続のため、A町役場へ行った際、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かったので、その場で手持ち(5、6万円)から申立期間の保険料を納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年6月頃に役場で国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、当初、昭和62年6月18日(新規、3号)となっていたことが確認でき、この時点では、申立期間は、国民年金に未加入の期間であったことが確認できる上、同名簿には平成6年2月10日付けの届出により、昭和61年9月1日(1号)に記録訂正し、「S61.9.1～S62.6.18は未納である事説明する。」との記載も確認できる。

また、A町の国民年金被保険者名簿には、申立期間が未納であることを示す「未」の押印が確認でき、オンライン記録とも一致する上、上記の記録訂正時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から47年10月まで

私は、昭和42年3月に短大を卒業後、国民年金に加入し、47年11月に結婚するまでの間、両親の経営する「A店」（現在は、B店）を手伝い、その後、弟も手伝うようになった。申立期間の国民年金保険料について、私の分だけが未納であるとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に短大を卒業後、国民年金に加入し、47年11月に結婚するまでの間、家業の「A店」で働き、申立人の両親及び弟と同様に国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の氏名により、昭和54年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人は同年1月16日付けで国民年金に任意加入していることが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びC市の国民年金台帳（資格記録・納付記録）の「資格取得」欄により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名を婚姻前の姓を含めて複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出され、

申立人の弟が20歳になった44年*月から50年3月までの国民年金保険料は、同年9月30日に特例納付及び過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年10月まで

私は、平成3年8月か9月頃、A市役所B出張所で開催された年金相談会に参加した際、国民年金の加入手続を行い、同年11月から国民年金保険料の毎月納付を開始したが、申立期間の保険料については、加入手続後およそ半年から1年半までの間に、2、3回に分けて、金融機関で納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月か9月頃に国民年金の加入手続を行い、同年11月から国民年金保険料の毎月納付を開始し、申立期間の保険料については、その後、2、3回に分けて、金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できるものの、オンライン記録では、申立人が毎月納付したとする同年11月から4年3月までの保険料については、3年11月の保険料が時効となる直前の5年12月17日に一括して過年度納付されており、現年度保険料の毎月納付については、4年4月から開始されていることが確認でき、申立期間の保険料の納付は確認できない上、A市の国民年金台帳でも、申立期間の保険料の納付は確認できない。

また、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の

国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年12月までの期間、48年7月、同年8月、50年12月から52年3月までの期間、同年12月から54年5月までの期間及び57年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年12月まで
② 昭和48年7月及び同年8月
③ 昭和50年12月から52年3月まで
④ 昭和52年12月から54年5月まで
⑤ 昭和57年1月

結婚前の申立期間については、転職を繰り返す私を見兼ねて、当時私の国民年金保険料を納付してくれていた父母から、「何度も何度も、国民年金の手続を行うのは恥ずかしい。」と叱責されたことを記憶している。また、結婚後の申立期間については、私自身が手続を行い、保険料も市の窓口で納付していた。確かに、両親とは別居生活の期間が長かったものの、私の保険料は納付してくれていたはずである。現在の記録に納付できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、申立人の両親が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付してくれ、婚姻後の申立期間⑤の保険料は、申立人自身が納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑤について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月にA県B町で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されるものの、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特

殊台帳において、同年6月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、同資格を再取得した記録は見当たらない上、オンライン記録において、当該期間はいずれも平成6年10月に国民年金被保険者の資格期間として追加入力されていることが確認できることから、この時点まで国民年金に未加入の期間であったものと推認でき、申立人の両親及び申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成6年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、これを契機に上記の記録が追加入力されたものと推認できるところ、この時点では、申立期間①、②、③、④及び⑤は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、当該期間に係る別の同手帳記号番号は見当たらない上、申立人の両親及び申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月10日から同年8月31日まで

私は、昭和20年4月1日から21年8月31日までA社に勤務していたが、国の年金記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、所在が確認できた9人に文書照会し、二人から回答を得たが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が申立期間において同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社の元事業主は既に死亡している上、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は昭和21年1月10日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 17 日から 43 年 3 月 26 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 25 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 9 日から 47 年 2 月 16 日まで

国の年金記録では、昭和 47 年 2 月に A 社を退社後、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録によると、申立人は、A 社を退社後の国民年金強制加入期間において、長期間、国民年金保険料が未納となっており、脱退手当金支給決定日当時、申立人が公的年金を通算する明確な意思を有していたとは考え難い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 40 年 8 月まで

私は、昭和 39 年 11 月にA社（後のB社。現在は、C社）に入社し、40年8月まで技能業務の助手として継続して勤務していたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における元同僚の証言から、申立人は、申立期間の一部において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「申立期間当時、当社には臨時雇員、雇員等の雇用形態があり、雇員以上の者について作成していた人事記録に申立人の氏名は無いことから、申立人が当社に勤務していたとすれば臨時雇員であったと思われる。当時、臨時雇員は厚生年金保険に加入させておらず、雇員以上の者のみ加入させていたため、申立人については、同保険に加入させておらず、同保険料も控除していないと思われる。」と回答している。

また、上記の人事記録において、申立期間当時に臨時雇員から雇員となったことが確認できる 11 人は、いずれも、おおむね雇員となった時期に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、B社の元同僚は、「同社では、採用後 3 か月から 1 年程度は、臨時雇員として雇用し、その間は同保険に加入させていなかった。私は、申立人と同じ技能業務の助手として昭和 38 年 8 月頃に臨時雇員として入社したが、同保険に加入したのは雇員になった同年 12 月 1 日である。」と証言している。

さらに、A社等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、申立人の氏名の記載は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。